

SOLAS条約の 改正に伴う動向

輸出コンテナ総重量の確定方法の制度化の概要

現行SOLAS条約規定

1. 荷送人は、貨物ユニットの総重量を含む貨物情報を船長(又は代理人)に提供
2. 荷送人は、船積み前に貨物ユニットの総重量が船積書類に記載されているものと一致することを確認

背景・必要性

コンテナ船の急速な大型化

- ・コンテナ貨物の総重量の誤申告に起因すると思われる荷崩れ事故発生
- ・2016年に2万個積メガコンテナ船が就航予定

IMO(国際海事機関)における規制強化

- ・2014年11月 コンテナ重量の確定方法の明確化を内容とするSOLAS条約の改正採択(→2016年7月1日発効)

改正SOLAS条約

上記現行規定に、以下の内容を追加

3. 荷送人は、コンテナ貨物については、以下の2通りの方法のいずれかにより総重量を確定
 - 方法1: 適切に点検された装置を用い、実入りコンテナの総重量を計測
 - 方法2: バン詰めした国が承認した方法を用い、コンテナの自重・貨物・パレット等の重量を個別に計測して足し合わせ
4. 荷送人は、上記方法で計測されたコンテナ総重量の船積書類への記載を確認
5. 荷送人からコンテナ総重量の情報提供がなく、船長(その代理人)及びターミナル代表者がコンテナ総重量の情報を入手していない場合は、当該コンテナの船積禁止

国内法令対応

上記、条約の改正内容について、船舶安全法体系の省令改正(危険物船舶運送及び貯蔵規則と特殊貨物船舶運送規則)及び告示制定により担保

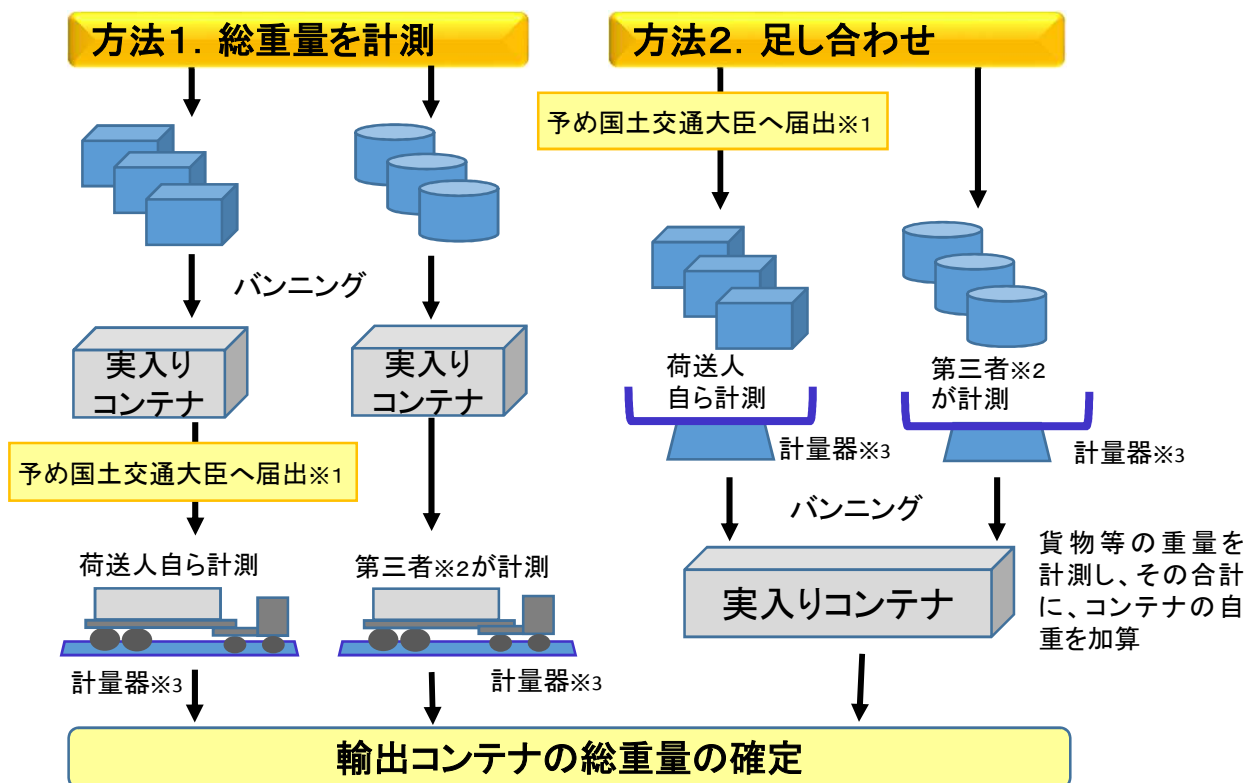
輸出コンテナ総重量を確定させる方法

○コンテナ総重量を確定させる方法は2つ

「貨物が入ったコンテナの総重量を適切に点検された計量器で計測する方法」

「適切に点検された計量器で個々の貨物、梱包材等を計測し、それらと空のコンテナ重量を足し合わせる方法」

○荷送人自らが計測し確定させることも、第三者に計測を依頼し確定させることも可能



※1 自らコンテナ総重量を確定させる者 [届出]

SOLAS条約の実効性を確保することを目的に、自らコンテナ総重量を確定させるコンテナの荷送人には、予め国土交通大臣への届出を求める。

※2 荷送人に代わりコンテナ総重量を確定させる第三者 [登録]

以下のいずれかを満たし、国土交通大臣の登録を受けた者

○港湾運送事業法に定める検量事業を行う者

○港湾運送事業法に定める一般港湾運送事業者のうち、海貨事業を行う者(1種(無条件)等の許可を受けた者を含む。)

○貨物利用運送事業法に定める貨物利用運送事業を行う者(海上運送を扱う者に限る。)

※3 使用することができる計量器

以下のいずれかを満たす計量器が、コンテナ総重量を確定させる計測に使用することができる。

○計量法に基づく特定計量器

○適切に点検された計量器